

広島県 西部 県税事務所長 様

令和7年度個人の県民税賦課異動報告書

東広島市長 高垣 廣徳

個人の県民税の賦課異動状況を広島県税条例第41条第2項及び第5項の規定によつて、次のとおり報告します。

区 分			調 定 額									
			本 年 度 分					過 年 度 分				
			均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割額	合計	均 等 割 額	所 得 割 額	計	分離課税に係る所得割額	合計
県 民 税	普通徴収分	当初賦課報告額①	23,779,200	1,170,229,200	1,194,008,400		1,194,008,400	199,500	6,355,400	6,554,900		6,554,900
		①の増（減）額②	3,205,900	111,033,000	114,238,900		114,238,900	130,000	28,590,100	28,720,100		28,720,100
		① ＋ ② 計 ③					(A)1,308,247,300	アイウ329,500			(A')0	35,275,000
	年金特別徴収分	当初賦課報告額④	20,414,700	284,754,200	305,168,900		305,168,900			0		0
		④の増（減）額⑤	△ 362,300	△ 4,923,200	△ 5,285,500		△ 5,285,500			0		0
		④ ＋ ⑤ 計 ⑥	20,052,400	279,831,000	299,883,400		(B)299,883,400	0	0	0		(B')0
	給与特別徴収分	当初賦課報告額⑦	110,766,600	6,565,978,300	6,676,744,900	32,555,100	6,709,300,000			0		0
		⑦の増（減）額⑧	△ 2,682,200	△ 93,378,900	△ 96,061,100	50,344,500	△ 45,716,600			0		0
		⑦ ＋ ⑧ 計 ⑨	108,084,400	6,472,599,400	6,580,683,800	82,899,600	6,663,583,400	0	0	0	0	0
	③ ＋ ⑥ ＋ ⑨ 合計 ⑩	155,121,900	8,033,692,600	8,188,814,500	82,899,600	8,271,714,100	329,500	34,945,500	35,275,000	0	35,275,000	
	⑨のうち	当該年度調定額⑪			5,509,270,300	82,899,600	(C)5,592,169,900			0	0	(C')0
	翌年度調定額⑫			1,071,413,500								
令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額（調定額）	前年度課税額のうち当該年度調定額	(D)992,231,100	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E)((A)+(B)+(C))7,200,300,600	(F)((D)+(E))8,192,531,700	前年度課税額のうち当該年度調定額	(D')35,275,000	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(E')((A')+(B')+(C'))35,275,000	(F')((D')+(E'))35,275,000		
市 町 民 税	普通徴収分	当初賦課報告額⑬	46,216,500	1,756,207,100	1,802,423,600		1,802,423,600	389,800	9,530,700	9,920,500		9,920,500
		⑬の増（減）額⑭	6,294,200	166,599,900	172,894,100		172,894,100	238,500	43,088,600	43,327,100		43,327,100
		⑬ ＋ ⑭ 計 ⑮	52,510,700	1,922,807,000	1,975,317,700	0	(G)1,975,317,700	628,300	52,619,300	53,247,600	0	(G')53,247,600
	年金特別徴収分	当初賦課報告額⑯	40,648,200	427,415,000	468,063,200		468,063,200			0		0
		⑯の増（減）額⑰	△ 721,000	△ 7,340,900	△ 8,061,900		△ 8,061,900			0		0
		⑯ ＋ ⑰ 計 ⑱	39,927,200	420,074,100	460,001,300		(H)460,001,300	0	0	0		(H')0
	給与特別徴収分	当初賦課報告額⑲	218,760,300	9,850,961,200	10,069,721,500	48,837,700	10,118,559,200			0		0
		⑲の増（減）額⑳	△ 5,311,300	△ 140,164,400	△ 145,475,700	75,520,100	△ 69,955,600			0		0
		⑲ ＋ ㉑ 計 ㉒	213,449,000	9,710,796,800	9,924,245,800	124,357,800	10,048,603,600	0	0	0	0	0
	⑮ ＋ ⑱ ＋ ㉒ 合計 ㉓	305,886,900	12,053,677,900	12,359,564,800	124,357,800	12,483,922,600	628,300	52,619,300	53,247,600	0	53,247,600	
	㉒のうち	当該年度調定額㉔			8,308,460,600	124,357,800	(I)8,432,818,400			0	0	(I')0
	翌年度調定額㉕			1,615,785,200								
令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額（調定額）	前年度課税額のうち当該年度調定額	(J)1,497,541,500	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K)((G)+(H)+(I))10,868,137,400	(L)((J)+(K))12,365,678,900	前年度課税額のうち当該年度調定額	(J')53,247,600	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(K')((G')+(H')+(I'))53,247,600	(L')((J')+(K'))53,247,600		
森 林 環 境 税	普通徴収分	当初賦課報告額㉖					(M)15,825,500					0
		㉖の増（減）額㉗					2,064,100					166,400
		㉖ ＋ ㉗ 計 ㉘					(M)17,889,600				(M')166,400	166,400
	年金特別徴収分	当初賦課報告額㉚					(N)13,636,200					
		㉚の増（減）額㉛					△ 242,500					
		㉚ ＋ ㉛ 計 ㉜					(N)13,393,700				(N')0	0
	給与特別徴収分	当初賦課報告額㉞					73,845,300					
		㉞の増（減）額㉟					△ 1,789,300					
		㉞ ＋ ㉟ 計 ㊱					72,056,000					0
	㉘ ＋ ㉜ ＋ ㊱ 合計 ㊱					103,339,300					166,400	
	㊱のうち	当該年度調定額㊲					(O)60,324,400					(O')0
	翌年度調定額㊳						11,731,600					0
令第57条の4の2の当該年度の収入額となるべき課税額（調定額）	前年度課税額のうち当該年度調定額	(P)12,454,200	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(Q)((M)+(N)+(O))91,607,700	(R)((P)+(Q))104,061,900	前年度課税額のうち当該年度調定額	(P')166,400	当該年度課税額のうち当該年度調定額	(Q')((M')+(N')+(O'))166,400	(R')((P')+(Q'))166,400		
加 算 金	区 分	過 少 申 告 加 算 金	不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	計	過 少 申 告 加 算 金	不 申 告 加 算 金	重 加 算 金	計			
	県 民 税 及 び 市 町 民 税 並 び に 森 林 環 境 税 の 合 計 額 ㊴				(0)円				(0)円			
	県 民 税 ㊴ × (S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県 税 義 務 者 納 数	区 分	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 所 得 割 の 者	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 の 者	計	均 等 割 の み の 者	均 等 割 及 び 所 得 割 の 者	分 離 課 税 に 係 る 所 得 割 の 者	計			
	普 通 徴 収 分	2,773人	13,418人		16,191人	41人	617人					658人
	年 金 特 別 徴 収 分	3,220	13,185		16,405							0
	給 与 特 別 徴 収 分	3,160	67,724	572	71,456							0
	計	9,153	94,327	572	104,052	41	617	0				658
県 民 税 の 払 込 按 分 率			令和7年6月30日 現在の特定按分率 0.39657452					(S) 確定按分率 ― (F)+(F') / ((F)+(F'))+((L)+(L'))+((R)+(R')) 0.39650243				

(注) 1 この報告書は、現年課税分（分離課税に係る所得割を含む。）の当該年度の3月31日現在における状況について作成し、翌年度の4月30日までに2部提出すること。
2 ②、⑤、⑧、⑩、⑬、⑯、㉑及び㉓欄の増減額とは、「賦課報告書」提出後において異動した税額の差引額をいうものであること。
3 「分離課税に係る所得割額」欄には、退職所得に係るものを記入するものであること。
4 県民税の払込みの確定按分率については、現年課税（本年度分及び過年度分）の当該年度の収入額となるべき課税額（当該年度の調定額）の合計額によつて算出することとし、分離課税に係る所得割額
5 「加算金」欄の（ ）内には、調定件数を記入するものであること。
6 払込按分率は、市にあっては小数点以下8位、町にあっては小数点以下6位までとし、これ以下は切り捨てること。
7 「県民税の納税義務者数」欄には、県民税の納税義務者の数を徴収方法の別ごとに記入すること。なお、複数の徴収方法により県民税を徴収する納税義務者の場合にあっては、主たる徴収方法の欄にその数を記入するものとし、徴収方法の別ごとに重複して計上しないこと。
備考 用紙の大きさは日本産業規格A列4とする。

(森林環境税)
払込確定按分率 (R)+(R') / ((F)+(F'))+((L)+(L'))+((R)+(R')) = 0.00502281